

津市商工会 LINE 公式アカウントはじめました！



- ①左の QR コードを読み取り
- ②「津市商工会」をお友達登録



経営に関する情報を発信！  
LINE メッセージでお問合せも  
出来ます！友達募集中！

**「津市商工会だより」 第164号**

住所 津市白山町南家城 1034-3      TEL 059-262-3250      FAX 059-262-2887  
ホームページアドレス <https://tsushi-shokokai.or.jp/>

津市商工会のHPでは、会員の皆様に役立つ情報を随時発信しております。是非アクセスしてご確認ください↑↑

■お知らせ

★令和4年分の所得税確定申告を間違えたときなどの手続き。

○税額を多く申告していたとき(更正の請求)

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。  
この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に一概に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署に提出してください。

**更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。**

○税額を少なく申告していたとき(修正申告)

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いた時は、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。令和4年分以降の所得税及び復興特別所得税の修正申告をする場合は、「申告書第一表」と「申告書第二表」を所轄税務署長に提出してください（令和3年分以前の所得税及び復興特別所得税の修正申告をする場合には、「申告書B第一表」と「申告書第五表（修正申告書・別表）」を提出します。）  
修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

※更正の請求書及び修正申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

★主な国税の納期限（法定納期限）及び振替日について

[申告所得税及び復興特別所得税]

[令和4年分]

税金の種類	納期限（法定納期限）	振替納税の振替日
所得税	令和5年3月15日（水）	令和5年4月24日（月）

[消費税及び地方消費税（個人事業者）]

[令和4年分]

税金の種類	納期限（法定納期限）	振替納税の振替日
消費税及び地方消費税（個人）	令和5年3月31日（金）	令和5年4月27日（木）

※振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください

## ★令和5年度の協会けんぽの保険料率が改定されます

協会けんぽ三重支部の健康保険料率及び介護保険料率は、令和5年3月分(4月納付分)から変更されます。

	現行		令和5年3月～
健康保険料率	9.91%	⇒	9.81%(▲0.10%)
介護保険料率	1.64%	⇒	1.82%(+0.18%)

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

特定保険料率・基本保険料率とは

健康保険料率(9.81%)のうち、6.24%は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.57%分は後期高齢者医療費制度への支援金等に充てられる保険料率となります。

介護保険制度・介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

## ★令和5年度雇用保険料率のご案内(赤字は変更部分)

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります。(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業		<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

## ★制度融資の金利状況(令和5年3月 1日現在)

三重県制度融資	日本政策金融公庫
小規模事業資金(一般扱い) 1.60%または1.70%	普通貸付 2.15%～3.15%(基準金利)
〃 (貯蓄共済扱い) 1.40%	経営改善貸付(マル経) 1.30%
	※コロナウイルス対策は、この金利から▲0.9%引き下げ (当初3年間) (現行 令和5年3月末が取扱期限)